

山形県中小企業振興条例

山形県の中小企業は、生産、流通など経済活動の全般並びに県民の暮らしの安全及び安心の確保に重要な役割を果たすとともに、小規模企業の多い本県においては、地域社会に安定と活力をもたらし、地域の経済と雇用さらには地域づくりを支えてきた。

しかし、近年、急速に進む少子高齢化と人口減少、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展などにより、県内中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。そのことは、県民の暮らしにも多大な影響を及ぼしている。

このような状況の中、今後も県内中小企業の持続的で多様な成長及び発展を促進するには、県内の中小企業者自らが経営の革新や新たな事業の創出、あるいは企業間での連携など新たな展開を図るとともに、本県の歴史や文化、国内外の動きを踏まえた適切な中小企業振興策が経済的社会的環境の変化に対応して講ぜられることが必要である。また、これらを通じて、本県が誇る豊富な地域資源の活用による地域内での経済の循環及び発展が図られることが重要である。

このため、中小企業の振興を県政の最重要課題のひとつと位置付け、中小企業者の意欲的で創造的な活動を社会全体で支援することによって、本県の経済の中核として地域とともに歩む中小企業者が誇りをもって活躍する山形県を築くために、この条例を制定するものである。

(目的)

第 1 条 この条例は、本県の経済における中小企業の存在の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県の経済の持続的な発展、本県における雇用の場の創出及び県民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げるもので、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「中小企業団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業に関する団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を県、市町村、中小企業者、中小企業団体、金融機関等中小企業の振興に関わる全てのものが共有する基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業者の自主的な努力と創意工夫を尊重して推進されること。
- (2) 多様な人材、優れた技術、豊かな自然その他の地域資源の活用を図ることにより推進されること。
- (3) 中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として推進されること。
- (4) 経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者（中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。）に配慮して行われること。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する総合的かつ戦

略的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、中小企業を取り巻く経済的社会的環境について調査を行い、中小企業者及び中小企業団体の意見を十分に聴くものとする。
- 3 県は、中小企業の振興に関する施策について、国、市町村、中小企業団体、金融機関、大学等と連携して効果的に実施するとともに、必要に応じて国の施策の充実及び改善を要請するものとする。
- 4 県は、県の中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況について中小企業者及び中小企業団体の意見を十分に聴くとともに、中小企業の振興に関する施策の効果を検証するものとする。
- 5 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるとともに、県民と協力して中小企業者が供給する製品等の利用を推進するものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の向上を図るよう努めなければならない。

- 2 中小企業者は、雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生の実施その他雇用環境の整備に努めるとともに、ものづくりにおける伝統的な技術の伝承に努めなければならない。
- 3 中小企業者は、地域住民と連携して、その事業活動を通じて地域社会の発展に努めなければならない。

(県民の理解と協力)

第6条 県民は、中小企業の振興が本県の経済の健全な発展、本県における雇用の場の創出並びに県民生活の安定及び向上に寄与することを理解するとともに、中小企業者が供給する製品等の利用の推進等に努めることなどを通じて県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するものとする。

(基本方針)

第7条 県は、第3条に定める基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営基盤の強化、経営の革新及び新たな事業の創出の促進を図ること。
- (2) 中小企業の振興に資する企業立地及び産業集積の促進を図ること。
- (3) 国際的視点に立った中小企業の事業展開の促進を図ること。
- (4) 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 中小企業に対する資金供給の円滑化を図ること。
- (6) まちづくりの視点に立った商業の活性化及び本県の特性である豊かな自然その他の地域資源を活用した観光の振興や交流の拡大を通じ、中小企業の振興を図ること。
- (7) 県民が安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備の促進を図ること。

(市町村への支援)

第8条 県は、市町村が中小企業の振興に関する施策を実施する場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第10条 知事は、毎年度、県の中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成25年4月1日から施行する。